

放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議（第 29 回）
放送コンテンツ適正製作取引推進ワーキンググループ（第 26 回）
合同会合 議事概要

1. 日 時：令和 6 年 10 月 11 日（水）11 時 00 分～12 時 30 分

2. 場 所：オンライン

3. 出席者

＜検証・検討会議構成員＞

舟田座長、新美構成員、石岡構成員、上杉構成員、内山構成員、小塚構成員、音構成員、酒井構成員、長谷河構成員、林構成員

＜検証・検討会議オブザーバー＞

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課、文化庁著作権課、経済産業省商務・サービスグループ文化創造産業課、中小企業庁事業環境部取引課、放送コンテンツ適正取引推進協議会事務局（全日本テレビ番組製作社連盟及び日本民間放送連盟）

＜ワーキンググループ構成員等＞

舟田主任（兼任）、内山構成員（兼任）、音構成員（兼任）、遠藤構成員（全国地域映像団体協議会）、岡本構成員（日本放送協会）、金井構成員（フジテレビ）、久保田構成員（日本ケーブルテレビ連盟）、佐々木構成員（日本テレビ）、武井構成員（日本民間放送連盟）、猪谷構成員（TBS）、告坂構成員（日本動画協会）、中場構成員（日本動画協会）、野瀬構成員（テレビ朝日）、野田構成員（テレビ東京）、松村構成員（全日本テレビ番組製作社連盟）、山口構成員（衛星放送協会）、山田構成員（全日本テレビ番組製作社連盟）

＜総務省＞

豊嶋情報流通行政局長、赤阪大臣官房審議官（情報流通行政担当）、飯倉情報流通行政局総務課長、飯村情報流通行政局情報通信作品振興課長、植村情報流通行政局情報通信作品振興課課長補佐

4. 議題

- （１）ガイドライン改訂について
- （２）令和 5 年度ガイドライン遵守状況調査結果について
- （３）フリーランス取引の状況についての実態調査（法施行前の状況調査）結果について
- （４）令和 7 年度予算要求について
- （５）その他

5. 構成員等からの主な意見

- 周知や説明会、勉強会を開催しながら意識の改革に取り組んできたということで、以前よりも適正取引に対しての意識は向上しているのではないかと。さらに検討が必要な課題が残されているので継続して議論していきたい。
- ガイドラインの充実した内容を現場にまで行き届かせてこそ意味がある。会員社の周知はもちろん、放送コンテンツ適正取引推進協議会の取組を通じて、放送業界全体へのガイドラインの普及と啓発に取り組んで、適正取引に関する共通認識を定着させていきたい。来年度に

総務省が予定している調査研究についても、ガイドラインの趣旨を実現するための方策と承知している。具体的な枠組みなど分かった段階で御協力できることを検討したい。

- サプライチェーン全体の中での人権侵害や働き方に関しては、特に上場企業において最近非常に重要視されている。上場企業に対しては金融庁からもガイドラインが出ているため、今後のガイドラインの見直しの際には、それらとの連携も図ってはどうか。
- 特にフリーランスや事業者間の取引適正化、著作権の帰属に関する明確化、働き方改革の推進については、業界団体としての責任を担うべく、コンテンツ委員会のタスクチーム、人財委員会にてセミナーや研修を開催し、会員事業者の皆様にはしっかりと周知徹底していく。また、総務省が予定している調査研究には業界を代表して積極的に協力し、その結果を業界の改善や発展に活用していく。
- 局印税の部分については、今も放送局からの長過ぎる設定期間、広過ぎる設定範囲、高過ぎる料率等の主張がされる事例があるということを認識している。局印税の問題についても、引き続き会員社への周知を図り、適正な取引の実践というところに向けて取り組んでいきたい。
- 著作権の帰属の一覧表への類型の追加、著作権譲渡の対価や二次利用収益配分に関する見解等が追記されたことは大きな進展と認識している。一方、放送局と製作会社が著作権を共有する類型についてなど、まだ認識に相違がある部分もあるため、今後も議論を重ねていきたい。立場の弱い製作会社が協議しにくい点についても、このガイドラインの趣旨を双方で認識することによって、製作会社も臆することなく、十分に協議していくことが肝要。
- 今まで以上に、この改訂版の実行と実現のために働きかけていきたい。可能な限り地方の番組製作会社の現状も引き続き皆様方にお伝えできればと思っている。
- デフォルトルールに出来るところにはデフォルトルールを用意し、可能な限り明確にすることとも考えていいのではないかな。
- 実務上どういう方法で浸透させていくのかというところについては、引き続き現場の方々に御尽力いただきたい。遵守状況について、いいところと悪いところも出てくると思う。そのたびに、どう是正していくのか、あるいは是正する方法として、どういうものが一番適切かということを議論しながら、適切な取引の実現に向けて皆様に努力いただきたい。
- 日本中、人手不足状態になっているのは、放送業界に限らず全ての業種において言えることである。恐らく、放送業界にとっての労働力が失われずに済んだという結果が出れば、この改訂は成功であり、労働力が甚大に失われたということになれば、この改訂がうまく機能していない可能性がある。そういう意味で、これから実際どう進展していくか、観察していきたい。
- 関係者間で共通の理解が得られたと認識している。改訂版の中身についての周知、理解を業界全体として進めるとともに、社会に向けても、放送界の取組をしっかりとアピールしていくことが重要。類型の追加や著作権の帰属に関しての議論の上で、この版ができているの

で、明らかに進歩したと言うことができると思う。これが最終版ではないので、この次のステップというものに向けて、しっかりと協議を進めていただければと思う。

- 今回ガイドラインという方針を決めていく中で一つ前進をすることができたのだろうと思う。ただ、これを確たるものとするのではなくて、引き続き議論を前向きに、様々な立場の方が納得のいく形で進めていけるように、議論を深めていく必要がある。
- 取引適正化について改めて交渉を尽くす、十分な協議をすることが重要であり、相手方から個別に要望がしやすい環境の整備が必要。言い出しにくい相手であるとか、あるいは言い出しにくい環境というものが存在する場合には、十分な協議や交渉は絵に描いた餅になりやすい。現場の隅々まで、このガイドラインの趣旨あるいは内容が行き渡るように、各社あるいは各団体の経営層がイニシアチブを取って周知広報に努めていただきたい。現場や担当者任せにせずに、トップ自ら取引適正化の推進に決意を持って進めていただければ、それだけでも大きく変わる可能性がある。既にそういった取組をなされている会社、団体も多いとは思いますが、改めてお願いしたい。
- フリーランス・事業者間取引適正化等法の導入もあり、かなり幅広く、色々な手が増えられ、内容的には非常に充実したものになったという印象。この改訂が最終形態ではないので、今後、パブリック・コメントや、あるいは調査結果で上がってきた案件について、知恵を絞りながら解決に前向きに取り組んでいければよいと思う。
- 関係者の間で利害は一致しないところはあるが、それ以上に前提となる、言葉、概念、基本的な考え方などで一致していない部分があることも議論の中で分かった。またクリエイティブ産業の難しさもあり、午後にメールが来て、明日の夕方までにお願いしますというような、そういう世界でもある。そういう中で、最後は現場の中で、どうやって受け止めていくのかというのが皆さんの知恵の出どころで、あるいは慣行をどう作っていくかという話だと思う。
- ガイドライン改訂のスパンが短くなっている上に、毎回、内容が増えているので、ガイドラインの内容を浸透させるのが、なかなか大変な状況になっていると思う。関係官庁や業界の様々な取り組みを通じて、実効性が確保されるような体制が整っていくことを期待している。また、新たに、価格交渉・価格転嫁のための調査研究が開始されるとのこと、どのようなものとなるのか注視していきたい。
- このガイドラインの初版が出た後の2010年にはNHK以外に著作権の共有についての議論はほとんどなかった。今回、民放との取引について著作権の共有という類型が入ったこと自体が大事だと思われる。良質で魅力ある放送コンテンツの製作・流通を促進するためには、放送事業者、放送製作会社、関係者がパートナーとなって、一緒に環境改善に取り組むことが重要。今回のガイドラインの趣旨を十分に踏まえて、より一層、適正な取引、製作の推進に取り組んでいただき、業界全体の発展につなげていくということを強く希望する。

以上